

○飛騨市空き家等情報提供制度「飛騨市住むとこネット」実施要綱

平成27年3月20日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における空き家等の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、市内の空き家等情報提供制度（以下「飛騨市住むとこネット」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として市内に建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）一戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 飛騨市住むとこネット 空き家等の売却及び賃貸を希望するその所有者等から登録申込みを受けた情報を、インターネット等を利用して空き家等の利用希望者に提供するシステムをいう。
- (4) 登録事業者 飛騨市住むとこネットに登録される空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉、契約その他の仲介行為を行うため、市に登録された協力事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、飛騨市住むとこネット以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録事業者の登録要件)

第4条 登録事業者になることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）であること。
- (2) 市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- (3) 飛騨市住むとこネットの趣旨に賛同すること。
- (4) 市税等を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（登録事業者の登録）

第5条 登録事業者になることを希望する者は、飛騨市住むとこネット事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を登録事業者として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したとき、又は第1項の規定により提出された申請書の内容について、審査により前項の規定による登録が適当と認められないときは、飛騨市住むとこネット事業者登録完了（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 登録事業者は、毎年度、市長が別に指定する期日までに、前条第4号を証する書類を市長に提出しなければならない。

（登録事業者の登録変更）

第6条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録事項に変更があったときは、飛騨市住むとこネット事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（登録事業者の登録取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による登録を取り消し、飛騨市住むとこネット事業者登録取消通知書（様式第4号）により登録事業者に通知するものとする。

(1) 登録事業者から飛騨市住むとこネット事業者登録取消届出書（様式第5号）が提出されたとき。

(2) 内容を偽って申請したとき。

(3) 第4条の要件を欠くこととなったとき。

(4) この告示の規定に違反したとき。

(5) その他飛騨市住むとこネットへ登録することが適当でないと市長が認めたとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者が損害を受けることがあっても、市はこれに対して賠償の責を負わない。

（仲介に係る報酬）

第8条 飛騨市住むとこネットにより取引が成立した場合に登録事業者が受け取ることができる報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(空き家等情報の登録)

第9条 飛騨市住むとこネットに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、飛騨市住むとこネット空き家等登録申込書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、飛騨市住むとこネットへの登録に必要な当該空き家等の調査を、市長又は所有者等が指定する登録事業者に依頼するものとする。

3 前項の規定による依頼を受けた登録事業者は、当該空き家等を調査し、飛騨市住むとこネット空き家等登録カード(様式第7号。以下「登録カード」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の登録カードの提出があった場合において、その内容等を確認の上、適当と認めたときは、当該空き家等の情報を飛騨市住むとこネットに登録するものとする。

5 市長は、前項の規定による登録をしたとき、又は第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明し、前項の規定による登録が適当と認められないときは、飛騨市住むとこネット空き家等登録完了(却下)通知書(様式第8号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(1) 居住の用に供することができないと認めた場合

(2) 空き家等の状態及び周辺環境から、利用希望者に不利益を及ぼすおそれがある場合

(3) 登録の申込みをする所有者等が、暴力団員等である場合

(4) その他飛騨市住むとこネットへの登録することが適当でないと市長が認める場合

(登録事項の変更届出等)

第10条 所有者等は、飛騨市住むとこネットに登録された空き家等の登録事項に変更があったときは、飛騨市住むとこネット空き家等登録内容変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、飛騨市住むとこネットの登録内容を変更するものとする。

(登録の取消等)

第11条 所有者等は、飛騨市住むとこネットに登録された空き家等の登録を取り消すとき

は、飛騨市住むとこネット空き家等登録取消届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、飛騨市住むとこネットに登録された空き家等の情報の登録を取り消さなければならない。

- (1) 当該空き家等の売買又は賃貸借契約が成立したとき。
- (2) 第9条第5項各号に掲げるところに該当することになったとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が登録することが適当でないと認めたとき。

3 市長は、飛騨市住むとこネットに登録された空き家等の情報の登録を取り消したときは、その旨を飛騨市住むとこネット空き家等登録取消通知書（様式第11号）により当該所有者等に通知するものとする。

（仲介行為等）

第12条 飛騨市住むとこネットに登録された空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉、契約その他の仲介行為は、登録事業者が行い、市は一切関与しないものとする。

2 当該仲介行為に関する疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

3 空き家等の所有者等や利用希望者等の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応しなければならない。

4 第9条から第11条における所有者等が行う手続きは、所有者等から同意を得た市内に本店又は主たる事業所を有する宅地建物取引業者が代理することができる。この場合において、第9条第2項、第3項及び本条第1項中「登録事業者」とあるのは、「市内に本店又は主たる事業所を有する宅地建物取引業者」と読み替えるものとする。

（登録情報の公開）

第13条 市長は、飛騨市住むとこネットに登録された空き家等の情報を市のホームページ等で公開するとともに、利用希望者へ当該情報を提供するものとする。

（個人情報の取扱い）

第14条 飛騨市住むとこネットに登録された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び飛騨市個人情報保護法施行条例（令和4年飛騨市条例第35号）に定めるところによる。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第47号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日告示第67号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第128号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日告示第39号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第162号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日告示第237号）

この告示は、令和6年6月27日から施行する。

附 則（令和6年8月16日告示第276号）

この告示は、令和6年8月16日から施行する。